

諮 問 第 28 号
令和 5 年 8 月 28 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

諮問第 28 号

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方

1 諮問理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）附則第 5 条では、施行後 3 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。同法の施行状況を含め、市場環境の変化に対応して通信政策の在り方を検討することは不断に求められるところである。

我が国は、少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下、大規模災害等の自然災害リスク、安全保障環境の厳格化等の様々な課題を抱えている。

情報通信インフラは、光ファイバや携帯電話ともに世界最高水準の基盤が整備され、既に社会経済活動に重要な役割を担っているところ、コロナ禍等を契機として D X ・ G X 需要が高まり、今後は A I ・ロボット市場やメタバースの拡大等により社会全体の I C T 化の更なる進展が見込まれる中で、あらゆる社会経済活動を支える基盤かつ経済成長の牽引役としてその果たすべき役割は飛躍的に高まっている。

社会経済活動にとって不可欠な情報通信インフラについては、全国あまねく整備・維持された上で、多様な事業者による競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を図ることが必要となるところ、情報通信分野は技術革新が著しく、情報通信インフラ・サービスに求められる機能や役割も市場環境の変化に応じて変わってくることから、これらの変化に的確に対応して必要な取組を進めることが重要となる。

電気通信市場の競争環境を見ると、2000 年頃まではメタル回線と回線交換網（P S T N）によるメタル固定電話が競争の中心であったが、I P 化・ブロードバンド化やモバイル化の進展により、現在は、固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心となる一方、メタル固定電話の契約数は約 20 年前の 4 分の 1 に減少し、その提供を支えるメタル回線は老朽化が進み、P S T N は I P 網への完全移行が来年に予定されるなど、ネットワークレイヤーの構造は大きく変化している。

さらに、近年では、仮想化・クラウド化等が進展する中で、端末レイヤーやプラットフォームレイヤーの支配的事業者がネットワークレイヤーに進出しつつあり、ネットワークレイヤー内の構造変化にとどまらず、レイヤー横断的な形で電気通信市場の構造変化が生じている状況にある。

また、情報通信産業が経済成長を牽引するためには、国内市場の競争環境の整備にとどまらず、旺盛な需要が見込まれる海外市場も見据えた戦略的取組が求められるところ、我が国の情報通信産業の国際競争力は低下傾向にあり、今後、国際競争力の強化に向けて、国際展開や研究開発を積極的に推進することが重要となっている。

さらに、情報通信インフラの重要性の増大は、その安全・信頼性を確保する重要性をより一層高めることとなるため、大規模災害等の自然災害リスクへの対策、今後具体化する能動的サイバー防御などのサイバーセキュリティ対策、サプライチェーンリスク

等に対応した経済安全保障の確保等に支障を生じさせないことは当然の前提となる。

以上のような市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、国民生活の向上や経済活性化を図るため、通信政策の在り方について検討を行うことが必要である。

2 答申を希望する事項

(1) 2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性

2030年頃に実現が見込まれる情報通信インフラの将来像を踏まえ、今後求められる情報通信政策の基本的方向性を検討する。

(2) 我が国の社会経済活動を支える「情報通信インフラの整備・維持」の在り方

情報通信インフラの整備・維持の在り方や、ユニバーサルサービスの対象とすべきサービスやその確保方法等について検討する。

(3) 低廉・多様で安心・安全なサービスを確保するための「競争ルール等の整備」の在り方

IP化・ブロードバンド化やモバイル化、ネットワークの仮想化・クラウド化等が進展する一方、メタル回線の老朽化が進み、PSTNのIP網への完全移行が来年に予定されている状況等を踏まえ、競争ルール等の整備の在り方について検討する。

(4) 我が国の情報通信産業の発展のための「国際展開の推進」の在り方

2030年以降、我が国の生産年齢人口の減少が想定される中で、旺盛な海外需要を取り込むことによって我が国の情報通信産業の発展を図り、経済成長に繋げるため、情報通信インフラの国際展開の推進の在り方について検討する。

(5) 国際競争力強化等に向けた先端的・基盤的技術の「研究開発の推進・成果普及」の在り方

我が国の国際競争力の一層の強化や経済安全保障等の観点から、電気通信事業者等における先端的・基盤的技術の研究開発の推進や研究成果の普及の在り方について検討する。

(6) 上記(1)～(5)を踏まえた関係法制度の在り方

(7) その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和6年夏頃目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。